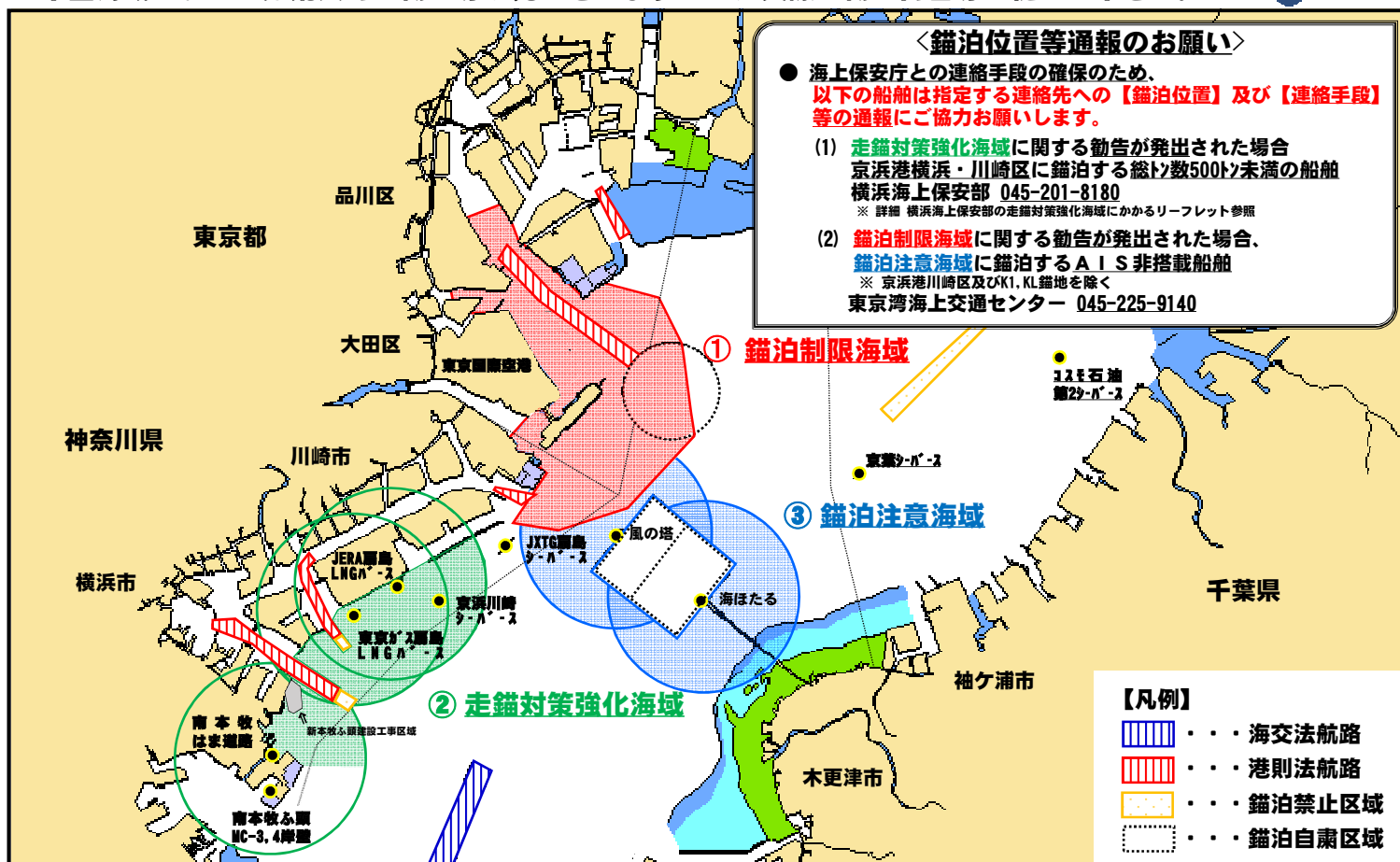


東京湾における走錨事故防止対策海域



下図海域においては荒天時に勧告等が発出されますので、実際の勧告内容等に従って下さい。



① 錨泊制限海域 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範囲：[東京国際空港]から2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）

基準：台風の接近等により、風速20m/s以上が予想される場合

概要：【勧告】① 錨泊制限海域において錨泊をしない

② 錨泊制限海域において錨泊している船舶は区域外へ出域

※ 適用区域内の航行については制限しない

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、錨泊制限海域からの退去を命令

② 走錨対策強化海域 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範囲：「東京ガス・JERA 扇島 LNG パース」及び「南本牧はま道路」から半径2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）

● 走錨対策強化勧告

基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）

概要：【勧告】① 国際VHF 16ch聴取、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施

② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止

③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちゅう等への移行（段階的かつ多重的に勧告）

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容について命令

● 錨泊自粛勧告（対象：高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶）

基準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）

※ 台風来襲時以外においては風向きを考慮

概要：【勧告】① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない

② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は区域外へ出域

※ 適用区域内の航行については制限しない

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

③ 錨泊注意海域（行政指導）

範囲：風の塔及び海ほたるから半径2海里の範囲（錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く）

概要：① 予備錨の準備 ② 機関を準備 ③ 運航要員の確保 ④ 揚錨の準備 ⑤ えい船の準備

⑥ 見張りの徹底 ⑦ 国際VHF 16chを聴取 ⑧ AISを常時作動

⑨ 最新の台風情報、気象情報状況及びその突然の変化への注意 等の 走錨事故防止対策を徹底